



Title	大阪大学ドイツ文学会会則
Author(s)	
Citation	独文学報. 2024, 40, p. 66-67
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/102706
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学ドイツ文学会会則

第1条 本会は大阪大学ドイツ文学会と称する。

第2条 本会は、ドイツ語圏ならびにその関連諸地域の言語・文学・芸術・文化に関する研究およびその普及を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

1. 研究会・講演会の開催。
2. 機関誌『独文学報』の刊行。
3. その他、本会の趣旨にふさわしい事業。

第4条 本会は次の会員によって構成される。

1. 通常会員 大阪大学に所属している、もしくはかつて所属していた研究者・学生で、本会の趣旨に賛同するもの。また本会の趣旨に賛同するもので、総会の承認を得たもの。
2. 特別会員 本会の活動に貢献したもので、総会の承認を得たもの。

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 委員7名
- (3) 監事2名

第6条 役員の選出は、次の方法による。

- (1) 会長は、大阪大学大学院人文学研究科ドイツ文学研究室の代表者とする。
- (2) 委員は、通常会員のなかから総会で選出する。
- (3) 監事は会長が委嘱する。

第7条 会長は本会を代表し、総会および委員会を招集する。

第8条 本会に委員会をおく。

1. 委員会は会長および委員により構成する。
2. 委員会は、互選により編集・企画委員、庶務・会計委員を定める。
3. 委員会は、本会の運営にあたる。
4. 委員会は、特別の事情がある場合、役員外の編集委員を委嘱することができる。

第9条 委員ならびに監事の任期は1月1日より翌年12月31日までの2年とする。ただし再任を妨げない。

第10条 総会は以下によりおこなう。

1. 通常総会は毎年1回開催し、役員の選任、事業報告、予算・決算など、会運営の重要事項について決定をおこなう。
2. 会長が必要と認めた場合、もしくは会員の3分の1以上から請求があった場合、臨時総会を開催する。
3. 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
4. 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第11条 通常会員は、別に定める会費規定にしたがって年会費を納める。

第12条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。なお、本会の運営は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第13条 本会の事務局は、大阪大学大学院人文学研究科ドイツ文学研究室におく。

第14条 本会則の改正は総会の決定による。

付則 この会則は1994年3月28日より施行する。

付則 この改正は2008年11月15日より適用する。

付則 この改正は2023年12月2日より適用する。

大阪大学ドイツ文学会会費規定

1. 通常会員の会費は、年額6000円とする。
2. 学生・研究生の籍を有する通常会員の会費は、年額4000円とする。
3. 5年以上にわたって会費未納の通常会員は、その資格を喪失する。再入会する場合には、未納分の会費を納入しなければならない。
4. 本規定の改正は、総会の決定による。

付則 この規定は2008年11月15日より施行する。

付則 この改正は2011年1月1日より適用する。